

## 平成 25 年米原市議会第2回定例会 各会計補正予算の概要について

■ 議案第42号 平成25年度米原市一般会計補正予算(第2号)

【補正予算額 997,076 千円】 補正後の予算額 17,100,388 千円

【歳入の主なもの】

(単位:千円)

項 目	補正予算額	内 容
1 分担金及び負担金	31,200	分担金 土地改良事業分担金 <span style="float: right;">31,200</span>
2 国庫支出金	80,418	国庫補助金 農業基盤整備交付金 <span style="float: right;">72,500</span> 理科教育設備整備費等補助金 <span style="float: right;">6,825</span>
3 県支出金	17,623	県補助金 重症心身障害者特別加算事業補助金 <span style="float: right;">1,830</span> 緊急雇用創出事業補助金 <span style="float: right;">12,687</span> 湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業補助金 <span style="float: right;">2,472</span>
4 繰入金	45,300	基金繰入金 一般廃棄物最終処分場周辺地域環境整備基金 <span style="float: right;">45,300</span> 繰入金
5 諸収入	32,143	雑入 コミュニティ助成事業助成金 <span style="float: right;">20,200</span> 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業助成金 <span style="float: right;">11,200</span>
6 市債	817,610	農地等保管理事業債 <span style="float: right;">42,800</span> 学校教育施設整備事業債 <span style="float: right;">604,300</span> 臨時財政対策債 <span style="float: right;">170,510</span>

**健康福祉部** 保育所・幼稚園保育料第2子以降無料化※P7～8参照

7 分担金及び負担金	▲19,219 <small>(保育所入所保護者負担金)</small>	社会問題である人口減少、少子化問題に対応するため、第2子以降(3～5歳児)の保育所および幼稚園保育料を無料化し、子育て家庭への経済的負担の軽減を図り、社会全体で子育てを支援します。
8 使用料及び手数料	▲7,999 <small>(幼稚園保育料)</small>	<実施時期>平成 25 年 10 月分保育料から適用 <対象児童>18 歳未満の子のうち出生順が第2子以降に該当する3～5歳児 <保護者負担> 対象児童の保護者負担は、原則、実費相当(給食費および教材費)のみに変わります。

【歳出の主なもの】

**総務部**

(単位:千円)

事業名 [款. 項. 目]	補正予算額 (補正前の予算額)	事業内容
1 特別職人件費 [2. 1. 1]	△3,538 (27,609)	・特別職(市長)給与等削減 <span style="float: right;">△3,538</span> (内訳 給料△2,826、共済費等△712) 市長の給料の3割分を削減し、高齢者の新たな居場所づくり事業に活用します。

市民部

(単位:千円)

事業名 [款. 項. 目]	補正予算額 (補正前の予算額)	事業内容
2 防災備蓄品整備事業 [9. 1. 5] ※P12 参照	64,000 (0) 国 148	<p>災害時に備え、避難生活者および帰宅困難者のための備蓄品を5か年計画(平成 25 年度から平成 29 年度まで)で整備します。</p> <p>&lt;備蓄計画目標 &gt;                      避難生活者想定人数約 6,000 人、帰宅困難者想定人数約 1,500 人、計 7,500 人分の備蓄品を整備</p> <p>&lt;今年度計画&gt;                      広域避難所 30 か所、福祉避難所5か所への備蓄品の供給体制を図る。</p> <p>&lt;主な備蓄品&gt;                      食料、飲料水、毛布、マット、避難所間仕切り、避難所トイレなど</p> <p>&lt;予算内訳&gt;                      ・消耗品費 48,000                      ・防災対策用蓄品 16,000</p> <p>国)地域防災力向上支援事業費補助金充当 148</p>

健康福祉部

(単位:千円)

事業名 [款. 項. 目]	補正予算額 (補正前の予算額)	事業内容
3 米原モデル構想推進事業 [3. 1. 1]	408 (0)	<p>本市の医療福祉の将来構想(米原モデル)、その在り方(在宅看取り、高齢化地域への生活支援対策等)について議論し、情報共有するための懇話会を設置し、医療福祉関係機関の連携強化(一体化)を図ります。</p> <p>&lt;予算内訳&gt;                      ・懇話会講師謝礼 200                      ・懇話会事務経費 208</p>
4 高齢者等居場所づくり事業 [3. 1. 1] ※P9~10 参照	3,000 (0)	<p>身近な地域を単位とする範囲において、元気な高齢者等が活躍できるサークル型と、支援の必要な高齢者が訪問サービスを受けられるボランティア型の活動拠点(居場所)づくりの調査研究に対する支援を行い、共助によるコミュニティの再構築と地域の活性化を図ります。</p> <p>&lt;支援対象団体&gt;                      高齢者の団体(老人クラブほか任意の団体)、自治会、福祉会、NPO 法人、まちづくり団体等</p> <p>&lt;居場所(活動拠点)&gt;                      自治公民館、集会所、空き家、個人宅(開放)等</p>

			<p>&lt;事業期間&gt; 平成 25 年度から平成 26 年度まで(2か年) ※モデル実施(平成 27 年度以降は、モデル事業を検証し、全市拡大予定)</p> <p>&lt;予算内訳&gt; ・地域お茶の間創造事業補助金 3,000 600 千円×5団体(か所)</p>
5	重症心身障がい者特別支援事業 [3. 1. 2]	県	<p>3,660 (0) 1,830</p> <p>・重症心身障害児(者)施設「びわこ学園」入所者への特別加算 3,660</p> <p>県)重症心身障害者特別加算事業補助金充当 1,830</p>
6	次世代育成支援対策事業 [3. 2. 1]		<p>3,396 (0)</p> <p>子ども・子育て支援法に基づく支援計画を策定します。この計画は「米原市次世代育成支援行動計画」の次期計画として位置付け、市民の子育てに係るニーズ調査や審議会を設置して、平成 25 年、26 年の2か年かけて計画策定を進めます。</p> <p>&lt;予算内訳&gt; ・審議会関係経費等 506 ・子ども・子育て支援計画策定業務委託料 2,890</p>
7	保育の在り方検討事業 [3. 2. 1]		<p>451 (0)</p> <p>米原小学校区における保育所・幼稚園の在り方等を検討します。</p> <p>&lt;予算内訳&gt; ・保育のあり方検討委員会委員報償 240 ・保育のあり方検討委員会アドバイザー謝礼 95 ・委員会事務経費 116</p>

経済環境部

(単位:千円)

事業名 [款. 項. 目]	補正予算額 (補正前の予算額)	事業内容
8 企業支援型雇用創造事業 [5. 1. 1]	12,020 (0) 12,020	<p>地域に根ざした雇用創出事業を実施し、失業者の雇用の場の確保と生活の安定を図ります。</p> <p>・雇用支援型雇用創造事業アドバイザー謝礼 20 ・企業支援型雇用創造事業委託料(2事業) 12,000</p> <p>県)緊急雇用創出事業補助金充当 12,020</p>
9 住宅リフォーム助成事業 [7. 1. 2] ※P13 参照	10,000 (0)	<p>市内の施工業者を利用して自己住宅のリフォームを行う場合、その経費の一部を助成し、地域経済の活性化および雇用の安定促進を図ります。</p> <p>&lt;対象工事&gt; 次の要件を全て満たしている工事 ・工事経費が 20 万円以上の工事(消費税含む。) ・平成 25 年度中に着工、完了できる工事 ・住宅の居住部分の修繕、補修、模様替えのための工事 ※住宅リフォームを伴わない設備機器、備品の購入・設置および宅外の工事は対象外</p>

			<p>&lt;補助金額&gt; 補助対象工事経費の10%に相当する額 限度額 20万円</p> <p>&lt;予算内訳&gt; ・住宅リフォーム促進事業補助金 10,000</p>
10 農業施設整備事業 [6. 1. 4]	分 国 債	160,000 (3,516) 31,200 72,500 42,800	<p>土地改良施設の改修を行い、効率的な農業経営を目指します。(国の緊急経済対策事業)</p> <p>&lt;予算内訳&gt; ・測量設計委託料(7地区) 37,400 ・土地改良施設改修工事(7地区) 117,600 ・県営かんがい排水事業負担金 (黒田川ゴム堰改修負担金) 5,000</p> <p>国)農業基盤整備交付金充当 72,500</p>
11 有害鳥獣対策事業 [6. 2. 2]	県 諸 一	12,600 (45,959) 2,472 11,200 △1,072	<p>緊急捕獲等計画に基づき、有害鳥獣捕獲の許可捕獲期間を延長(4月～10月→通年)し、委託単価の引上げ(18,000円/頭→20,000円/頭)等を行い、年間1,400頭(ニホンジカ)の捕獲を目指し、捕獲活動を強化します。(国の緊急経済対策事業)</p> <p>&lt;予算内訳&gt; ・有害鳥獣捕獲謝礼 △2,800 ・有害鳥獣駆除委託料 15,400</p> <p>県)湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業補助金充当 2,472 諸)鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業助成金充当 11,200</p>
12 鳥獣被害対策実施隊事業 [6. 2. 2]	県	667 (4,652) 667	<p>緊急雇用創出事業を活用し、現場作業員用の軽トラックレンタルを1台分追加して、有害鳥獣の捕獲体制を強化します。</p> <p>&lt;予算内訳&gt; ・燃料費 242 ・修繕料 150 ・自動車借上料 275</p> <p>県)緊急雇用創出事業補助金充当 667</p>
13 不燃物最終処分場対策事業 [4. 1. 6]	繰	45,300 (17,600) 45,300	<p>・最終処分場周辺地域環境整備事業補助金 45,300</p> <p>寺倉区(参道整備・自治会館修繕) 西円寺区(自治会館建設)</p>
14 再生可能エネルギー検討事業 [4. 1. 6]		235 (0)	<p>エネルギーの自給自足と持続可能なまちづくりを推進するため、地域に豊富に存在する木質バイオマスや水力などの再生可能な資源を生かしたエネルギー導入の可能性や利用促進について研究会を設置し検討を行います。</p>

		<予算内訳> ・講師謝礼 107 ・再生可能エネルギー研究会委員報償 120 ・費用弁償 8
--	--	---

**市民自治センター**

(単位:千円)

事業名 [款.項.目]	補正予算額 (補正前の予算額)	事業内容
15 コミュニティ助成事業 [2. 1. 6]	20,200 (0)	・一般コミュニティ助成(備品整備):3自治会 5,200
	諸 20,200	・コミュニティセンター助成(自治会館整備) :1自治会 15,000

**教育部(教育委員会)**

(単位:千円)

事業名 [款.項.目]	補正予算額 (補正前の予算額)	事業内容
16 小学校・園統合検討事業 [10. 1. 3]	959 (951)	(仮称)かなん認定こども園の平成26年9月開園に向け、園歌や園章の創作などの準備を進めます。  <予算内訳> ・園統合協議会委員報償 800 ・園歌・園章募集作成謝礼 152 ・食糧費 7
17 幼稚園施設整備事業 [10. 4. 3]	636,211 (9,000) 債 604,300	(仮称)おうみ認定こども園施設整備事業 449,341 近江地域の新たな就学前施設として、「(仮称)おうみ認定こども園(定員350人)」を整備し、平成27年4月開園を目指します。  <予算内訳> ・手数料 806 ・登記事務委託料 1,588 ・設計監理委託料 4,000 ・認定こども園施設整備工事 432,000 ・水道加入負担金 1,491 ・水道工事負担金 8,103 ・公共下水道受益者負担金 1,353  (仮称)かなん認定こども園施設整備事業 186,870 息郷・醒井地域の新たな就学前施設として、「(仮称)かなん認定こども園(定員80人)」を整備し、平成26年9月開園を目指します。  <予算内訳> ・手数料 214 ・登記事務委託料 2,656 ・設計監理委託料 6,000 ・認定こども園施設整備工事 176,000 ・物件移転補償費 2,000
18 いじめ等対応支援員設置事業 [10. 1. 3]	1,733 (0)	いじめのさらなる未然防止・早期発見・早期解決を図るため、「いじめ等対応支援員」を設置し、学校の現状や要望に応じた支援を行います。

※P11 参照			<予算内訳> ・いじめ等対応支援員賃金 1,661 ・旅費 72
19 理科教育設備整備事業 (小学校) [10. 2. 2]	国	7,500 (900) 3,750	・理科教育備品 小学校(9校) 7,500 (国の緊急経済対策事業) 国)理科教育設備整備費等補助金充当 3,750
20 理科教育設備整備事業 (中学校) [10. 3. 2]	国	6,150 (700) 3,075	・理科教育備品 中学校(7校) 6,150 (国の緊急経済対策事業) 国)理科教育設備整備費等補助金充当 3,075

【債務負担行為】(追加)

(単位:千円)

事 項	期間	限度額	備 考
子ども・子育て支援計画策定業務	平成 26 年度	2,900	子ども・子育て支援計画の策定に当たり、契約を締結するため
認定こども園施設整備事業((仮称)かなん認定こども園建設工事)	平成 26 年度	264,000	(仮称)かなん認定こども園の建設に当たり、契約を締結するため
認定こども園施設整備事業((仮称)おうみ認定こども園建設工事設計監理業務)	平成 26 年度	6,000	(仮称)おうみ認定こども園建設工事の円滑な進行管理を行うため
認定こども園施設整備事業((仮称)おうみ認定こども園建設工事)	平成 26 年度	648,000	(仮称)おうみ認定こども園の建設に当たり、契約を締結するため

■ 議案第43号 平成25年度米原市国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算(第1号)

【補正予算額 1,173 千円】 補正後の予算額 76,573 千円

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
・国民健康保険直営診療所事業基金 繰入金	1,173	・医療機械器具(電子内視鏡)メンテナンス ース(米原診療所)	1,173

■ 議案第44号 平成25年度米原市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

【補正予算額 718 千円】 補正後の予算額 279,718 千円

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
・一般会計繰入金	718	・施設維持管理業務委託 (コンポストセンター)	718

## ●保育所と幼稚園の保育料の第2子以降の無料化を実施します。

(所管：健康福祉部子育て支援課)

人口減少、少子化に対応するための取組として、10月から3歳以上児を対象に「保育所・幼稚園保育料の第2子以降無料化」を実施します。

市ではこの取組により、子育て世代への経済的負担を更に軽減するとともに、市内で安心して子どもを育てられる環境整備を進めることによって、「県内一子育てしやすいまち米原」の実現を目指します。

### [導入方針]

社会全体で子育てを支援することを目的として、以下の条件により**平成25年10月から第2子以降の保育料無料化を実施します。**

[対象児童] 18歳未満の子のうち、出生順が2番目以降の3～5歳児

### [保育所保育料]

次ページの保育所保護者負担金徴収基準額表(案)のとおり、負担能力に応じた徴収基準額を一部見直して、A～C階層世帯については完全無料化します。また、D1～D7階層世帯については実費相当額(給食費および教材費)のみを負担いただきます。

なお、D8およびD9階層世帯は、他制度(児童手当制度など)との整合を図り、今回の軽減措置の対象とはなりません。

### [幼稚園保育料]

現行の保育料(3歳児：月額6,500円、4、5歳児：月額5,400円)を無料化します。なお、給食費(月額3,200円)および教材費(月額1,000円)は、現行どおりとします。

### [関連する市の取組]

- ① 市内公立保育所および幼稚園の定員の見直しに取り組みます。
- ② 認定こども園の整備を進めます。

保育所保護者負担金徴収基準額表（案）

（単位：円）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		負担金徴収基準額（月額）			2人入所	3人以上入所
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児		
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む）および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯	0	0	0		
B	A 層および D1 階層～D8 階層	5,200 (2,600)	3,900 (1,950)	3,800 (1,900)	年齢の低い児童を半額	年齢の高い児童より全額・半額・0円
C1	を除き、前年度均等割の額のみ分の市町村民税の額の区分	9,300 (4,650)	7,000 (3,500)	7,000 (3,500)		
C2	が次の区分に該当する世帯	15,100 (7,550)	11,900 (5,950)	11,900 (5,950)		
D1	A 階層を除き前年分の所得	25,000 円未満 19,000 (9,500)	16,500 (8,250)	16,400 (8,200)		
D2	税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分に該当する世帯	25,000 円以上 40,000 円未満 22,500 (11,250)	18,500 (9,250)	17,600 (8,800)		
D3		40,000 円以上 60,000 円未満 27,500 (13,750)	21,800 (10,900)	19,800 (9,900)		
D4		60,000 円以上 80,000 円未満 32,000 (16,000)	22,800 (11,400)	20,800 (10,400)		
D5		80,000 円以上 103,000 円未満 36,000 (18,000)	24,000 (12,000)	21,500 (10,750)		
D6		103,000 円以上 253,000 円未満 44,000 (22,000)	26,000 (13,000)	22,400 (11,200)		
D7		253,000 円以上 413,000 円未満 48,000 (24,000)	28,500 (14,250)	23,000 (11,500)		
D8		413,000 円以上 734,000 円未満 51,000 (25,500)	30,500 (15,250)	23,800 (11,900)		
D9		734,000 円以上 65,500 (32,750)	39,300 (19,650)	30,300 (15,150)		

**\*B～C2 階層における第 2 子以降の 3 歳以上児については、上記表の規定にかかわらず無料とする。**

**\*D1～D7 階層における第 2 子以降の 3 歳以上児については、上記表の規定にかかわらず月額 6,400 円とする。**

\*注：（ ）書き＝半額徴収金

\*その他、減額制度あり。



## ●高齢者等の新たな居場所づくりの創造を支援します。

(所管：健康福祉部福祉支援局)

身近な地域を単位とする範囲において、元気な高齢者等が活躍できるサークル型の居場所と、支援の必要な高齢者が訪問サービスを受けられるボランティア活動型の拠点(居場所)づくりの調査研究に対する支援を行い、共助によるコミュニティの再構築と地域の活性化を図ります。

### [背景]

今後一層の高齢社会の進展が見込まれる中、意欲と能力のある元気な高齢者には、地域を支える側として活躍してもらおう役割が期待されています。

一方で、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、日中独居高齢者などが増加し、地域での孤立感が顕著となっていることから、見守り等を通じた地域と高齢者とのコミュニケーションづくりや顔の見える関係づくりが必要となっています。

このことを踏まえ、本市においても、子どもから高齢者まで全ての市民が安心して暮らせるよう、地域での共助の仕組みを構築することが重要であることから、元気な高齢者が活躍できる居場所と、支援の必要な高齢者が地域で支援(サービス)を受けられるボランティア活動の拠点を創造するための支援に取り組むこととしました。

この支援事業は、平成25年度からの2か年事業とし、モデル地域において事業の可能性を探り、平成27年度以降の全市展開に向けたマニュアルづくりを行うため、調査研究を行うものです。

[事業名] (仮称) 地域お茶の間(高齢者等居場所) 創造事業

[支援内容] 補助金交付(1団体当たり600千円限度×5団体(か所))

[事業主体] 高齢者の団体(老人クラブ、任意団体)、自治会、福祉会、NPO、まちづくり団体等

[実施場所] 例：自治公民館、集会所、空き家、個人宅開放等

[創造イメージ] 次ページ参照

# 地域お茶の間(高齢者等居場所)創造事業のイメージ<<H25・26 モデル地域調査研究事業>>

## 【事業趣旨】

今後一層の高齢化が見込まれる中、意欲と能力のある元気な65歳以上の高齢者も多く、元気な高齢者には地域で支える側として活躍してもらうことが期待されている。

一方で、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増え、地域での孤立が顕著となっていることから、見守り等を通じた地域と高齢者とのコミュニケーションづくりや顔の見える関係づくりが必要である。

子どもから高齢者まで全ての市民が安心して暮らせるよう、地域での共助の仕組みを構築することが重要であり、その一つとして、元気な高齢者が活躍でき、地域の高齢者が支援(サービス)を受けられるような居場所(拠点)をつくり、共助によるコミュニティの再構築と地域の活性化を図る。

## 【課題】

- ・一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯のほか、日中独居高齢者も多い。
- ・高齢者の地域内孤立が増加している。(閉じこもりがちの高齢者が増えている。)
- ・高齢化が進み、自治会役員や民生委員の負担が大きくなっている。 など

## 【居場所づくり分類】

1. コミュニティビジネス型
2. ボランティア活動型
3. サークル活動型
4. 就労・起業支援型

## ★財源

**【設立期】**  
**設立支援** 地域お茶の間創造事業補助金 ※600千円×5団体=3,000千円(2年間)  
**事業支援** 安心生活創造事業補助金(未定)  
 赤い羽根共同募金助成(未定)  
 まちづくり活動推進事業費補助金

**【以後の経営】**  
 ・施設利用料または登録料 ・教室等受講料収入  
 ・昼食代実費分 ・訪問等サービス利用料  
 ・寄付による金銭物品 ・物産品販売

**【国(厚労省)の動向】** 介護保険法の地域支援事業として活動を促す仕組みづくりが検討されている。

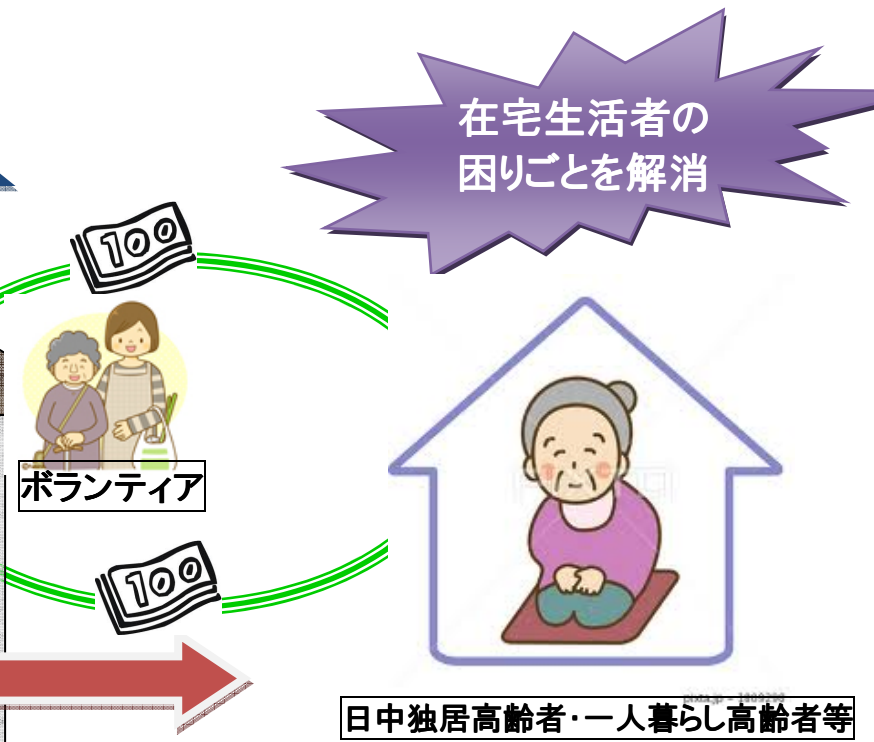
市長給料の削減による財源を活用します。

**利用者** ①地域貢献をしたい元気な高齢者等  
 ②見守りが必要な者、日中独居高齢者等

登録・利用 ↓  
 訪問・派遣 ↑  
 空き家・公民館の一室 など

**①居場所づくり**  
**【活動例】**  
 ●コミュニティカフェ(施設利用料)  
 ●介護予防、健康教室  
 ●生涯学習(パソコン・インターネット教室等)  
 ●高齢者食事会  
 ●常設型サロン など

**②ボランティア拠点**  
**【活動例】**  
 ●日中独居高齢者訪問  
 ●配食サービス(配食用弁当づくり)  
 ●買い物、ゴミ出し、雪かき、電球交換等サービス  
 ●傾聴ボランティア派遣サービス など



地域の子どものたまり場  
 ・下校時の児童・生徒の立ち寄り場所

**運営主体:**【例】老人クラブ、シニア団体、自治会、福祉会、NPO、まちづくり団体 等

**開設要件:**【例】年間1/3以上の日数で、1日3時間以上の開館とする。

市職員・市社協スタッフが協力員として一緒に取り組みます。

**モデル事業(平成 25・26 年度)**  
 →市内5団体(箇所)をモデルとして調査研究を行う。

- ①運営団体の結成
- ②ボランティア確保・育成
- ③地域ニーズの把握
- ④サービス内容の検討

- ↓  
**事業開始準備**  
 ①拠点の確保・整備  
 ②サービスの制度設計

↓  
**事業開始**

市	社協	地域	設立支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力員(市職員)の派遣</li> <li>・地域お茶の間創造事業補助金</li> <li>・備品購入助成事業</li> <li>・まち活補助(バリアフリー整備事業)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉コーディネーター等の派遣</li> <li>・ボランティア人材確保・育成支援</li> <li>・アドバイザーの派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄付金、自主財源確保への協力</li> <li>・スタッフ、ボランティア等として協力</li> <li>・ニーズ実態調査等への協力</li> </ul>	<b>設立支援</b>  <b>運営支援</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域お茶の間ネットワーク(情報共有)</li> <li>・介護予防、健康等の出前講座</li> <li>・介護サービス等への相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティソーシャルワーカーの巡回</li> <li>・要支援者対応への相談</li> <li>・ボランティア養成</li> <li>・介護の方法などスタッフへの助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配食サービス等食材の提供(野菜・米など)</li> <li>・不要な物品の提供(施設で利用する備品等)</li> <li>・寄付金、自主財源確保への協力</li> <li>・ボランティア協力</li> </ul>	

## ●行政と教育委員会が連携・一体化し、いじめの防止に取り組みます。

### —いじめ等対応支援員の配置—

(所管：教育部学校教育課)

いじめのさらなる未然防止・早期発見・早期解決を図るため、「いじめ等対応支援員」を設置することにより、学校の現状や要望に応じた支援を行い、児童・生徒の安心で安全な学校生活を保障します。

#### [背景]

いじめが社会問題となり、米原市の小中学校においては、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組んでいます。また、市教育委員会においても、「米原市いじめ等対策推進本部」を設置し、米原警察署や彦根子ども家庭相談センター等の関係機関との連携強化や「米原市いじめ対応マニュアル」の作成、教職員の研修実施にも取り組んでいます。

その結果、教職員のいじめに対する危機意識や対応のスキルの向上はしているものの、未だいじめの根絶には至っていません。

そこで、いじめ問題や生徒指導に専門的な知識やスキルを持つ支援員を配置することで、市内の学校におけるいじめに対するなお一層の未然防止や早期発見、早期解決を目指します。

[設置] 教育委員会学校教育課内に設置し、学校教育課長の指示により各学校へ派遣します。

#### [主な活動]

- 巡回訪問活動 . . . 定期的（月2回程度）に全学校を訪問し、児童・生徒の様子を観察します。米原警察署や少年センターへの訪問を行います。
- 校内体制支援活動 . . . 生徒指導委員会の運営、管理職・生徒指導担当・担任との連携体制を構築し、ケース会議運営の助言を行います。
- 個別相談活動 . . . 学校からの要請時には、第3者的相談員として、児童・生徒および保護者の相談業務を行います。
- 電話相談活動 . . . 学校教育課内での電話相談業務を行います。

## ●災害時に備え、避難生活者のための防災備蓄品を整備します。

(所管：市民部防災危機管理課)

災害時に備え、避難生活者や帰宅困難者のための備蓄品を5か年計画（平成25年度から平成29年度）で整備します。

### [被害想定]

地域防災計画では、市内に最も甚大な被害を及ぼす地震として、柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯を震源とする地震（マグニチュード8.2）を想定し、市内の大部分で震度6弱以上、局所的に震度7の揺れを想定しています。

人的被害・・・死者200～300人程度、重軽症者5,000人程度、避難者数6,000人程度（一時的な避難は除く。）

建物被害・・・全壊約3,300棟

出火件数・・・8件程度（午後6時頃想定）

ライフライン・・・水道、下水道、電力、通信など大きな被害、鉄道は不通

### [備蓄目標]

避難生活想定数6,000人、帰宅困難者等数（駅等利用者、観光客、災害対応従事者等）1,500人、合計7,500人分の備蓄品を整備します。

### [備蓄品目]

食料（乾パン、アルファ米、サバイバルフーズ）、飲料水、乳幼児用食料（アレルギー対応おかゆ、粉ミルク等、哺乳瓶）、避難生活品（衛生セット、紙おむつ、生理用品、毛布、携帯カイロ）、避難所設備（発電機、ガソリン、投光機、コードリール、避難所マット、避難所間仕切り、気化式冷風器、カセットコンロ、ガス缶）、避難所トイレ（組立トイレ、折畳み式便器、トイレ袋、トイレ用テント）、通信機器（衛星電話、画像伝送システム、ラジオ）、その他設備（避難所案内板、避難所標識、防災備蓄コンテナ、災害救助工具セット等）

### [平成25年度整備内容]

計画1年目として、広域避難所30か所および福祉避難所5か所での使用を想定し、主に、食料、飲料水、毛布、マット、避難所間仕切り、避難所用トイレなどの物品を整備します。

### [備蓄品の保管]

保管場所は、食料品以外は既存の各備蓄倉庫に保管し、食料品は拠点備蓄倉庫（集中備蓄倉庫）設置までの間、西坂の備蓄倉庫等で一括管理します。

●緊急経済対策として、住宅リフォーム助成制度を創設します。

(所管：経済環境部商工観光課)

市内の施工業者を利用して、自己住宅のリフォームを行う場合、その経費の一部を助成し、地域経済の活性化および雇用の安定促進を図ります。

[対象工事] 次の要件を全て満たしている工事

- ①工事経費が20万円以上の工事（消費税含む。）
  - ②平成25年度中に着工、完了できる工事
  - ③住宅の居住部分の修繕、補修、模様替えのための工事など
- ※住宅リフォームを伴わない設備機器、備品の購入・設備および宅外の工事は対象外

[対象者] 市内に1年以上住所を有している方で、次の要件を全て満たしている方

- ①自らが所有し、居住している方
  - ②市税等に滞納がない方
  - ③対象となるリフォーム工事について、国・県または市の他の制度による補助を受けている方はその補助対象工事部分を除く。
- ※補助を受けられるのは、同一住宅と同一人について、いずれも1回に限る。

[補助金額] 補助対象工事経費の10%に相当する額で、最高20万円(千円未満は切り捨て)